

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 監査対象（選定した特定の事件）

保育所事業の執行について

3. 監査対象を選定した理由

全国的な少子化の傾向は浜松市においても例外ではなく、浜松市は政策提言（マニフェスト）で「こども第一主義」を掲げ、平成22年4月1日より浜松市子ども育成条例が施行されている。この条例の第1条（目的）には、「この条例は、未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の役割を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指すことを目的とする。」と定められている。

言うまでもなく、子どもの健全な成長なくして、経済活動の活発化や地域社会の発展はない。雇用形態の変化や女性の社会参加に対するニーズにより、子育て支援、子どもの育成のため、保育所の果たす役割はますます重要性を増している。浜松市においても、平成22年度一般会計において保育所費として125億円の予算を計上しており、この額は前年度比16億円の増加である。

以上のことから、「保育所事業の執行について」を本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

4. 主な監査要点

保育所事業につき、適法性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を実施する。

- (1) 公立、私立保育所の運営状況
- (2) 民間保育所等助成事業の状況
- (3) 保育料の収納事務
- (4) その他監査の過程で発見された事項

5. 実施した監査手続

監査要点に記載した事項を調査するため、関係部署のヒアリングを行い、必要に応じて、児童福祉法、浜松市債権管理条例並びにこれらの施行令、施行規則及び要綱、通知、その他関係書類等を閲覧し、内容の分析検討や諸資料との照合を行った。

監査結果は、合規性、事務の効率性等の観点からは是正が必要と思われるものについては【指摘】、将来的には是正が必要と思われるものについては【意見】を記載している。

6. 監査従事者

(1) 包括外部監査人	公認会計士	田中 範雄
(2) 補助者	公認会計士	松島 達也
	公認会計士	佐藤 雅秀
	公認会計士	鈴木 啓市
	公認会計士	柴山 和俊
	税理士	名倉 和実
	社会保険労務士	平田 晴久
	その他(注)	石巻 幹子

(注) 公認会計士試験合格者

7. 監査実施期間

平成22年6月8日から平成23年3月3日まで

8. 監査人の独立性（利害関係）

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。